埼玉県ときがわ町で暮らす、地域で働く



令和５年度
地域おこし協力隊

観光推進型隊員
移住定住推進型隊員
ダブル募集

応募期限
令和５年２月３日（金）

観光推進型隊員 とは
町の観光資源を調査研究しながら地域特性を学び、観光資源の磨き上げに取り組むとともに、その知識と経験を活かし観光人材としての起業または観光関連事業での起業や就業を目指します。

移住定住推進型隊員 とは
空き家の掘り起しや移住定住の相談業務、おためし住宅“やまんなか”の運営管理を行うとともに、集落支援員と協働により空き家の利活用を学び移住定住関連事業での起業や就業を目指します。

問い合わせ先
《観光推進型隊員》
ときがわ町役場観光推進室
〒355-0396　埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木 32 番地
電話　0493-65-1584（直通）　電子メール　sankan@town.tokigawa.lg.jp

《移住定住促進型隊員》
ときがわ町役場企画財政課
〒355-0395　埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2490 番地
電話　0493-65-0404（直通）　電子メール　kikaku@town.tokigawa.lg.jp

※応募資格や賃金等の条件、応募方法につきましては、募集要項またはときがわ町ホームページをご確認ください。

《イベント情報》
JOIN 移住・交流＆地域おこしフェア ～ここからはじまる地域とのつながり～
・開催日　令和５年１月 14 日（土）、15 日（日）10:00～17:00
・会　場　東京ビックサイト 南１ホール（東京都江東区有明３丁目 11-1）
★ときがわ町は 14 日（土）移住・交流相談エリア「埼玉県ブース」に出展予定です。
★ご希望により町内もご案内します（要日程調整）、お気軽にご相談ください！


イメージ画像

令和５年度 ときがわ町地域おこし協力隊員募集要項

ときがわ町は首都圏の北西約 60 ㎞、埼玉県のほぼ中央に位置しています。町の西端に連なる奥武蔵の山々を源とする清流が、美しい景観の中を流れ下る豊かな自然環境に恵まれた中山間地域です。

これまで町では、四季の織りなす花や歴史、伝統文化とともに、首都圏から利便性の高い交通アクセスなどを活かしつつ、郷土料理や宿泊などの体験施設、農林産物の直売施設、天然温泉の温浴施設などを整備して観光振興に取り組んできました。

また、人口減少に伴う空き家対策として「空き家バンク制度」や古民家を改修した平屋の一軒家を貸し切って移住体験ができる「おためし住宅“やまんなか”」を整備し移住支援にも取り組んできましたが、コロナ禍を契機にマイクロツーリズム、ワーケーション、アウトドア等への関心の高まりや、リモートワークの普及など生活スタイルが大きく変化したことに伴い、自然豊かな環境を求め都会からの移住希望者が増加傾向にあるため、より一層の取り組みが必要とされています。

こうした状況に対し、町では地域力の維持・強化に向けた地域資源の発掘、移住及び交流の促進、地域産業の活性化を図るため、町の観光資源のさらなる磨き上げとともに、観光振興に取り組む体制の充実が必要です。同時に、今後さらに人口減少が進むことに伴い、今まで以上に空き家を有効に利用した移住や若い世代の定住を推進させる必要があることから、観光振興、移住定住の推進に取り組みながら地域の担い手として活躍し、本町への定住を目指す隊員を募集します。

１　募集人数

観光推進型隊員　１名
移住定住推進型隊員　１名

２　雇用関係の有無

あり（会計年度任用職員）

３　業務概要

【観光推進型隊員】

委嘱期間中、ときがわ町産業観光課の職員として町の観光振興施策の推進に取り組むとともに、ときがわ町観光協会事務局の業務を支援することにより、町のさまざまな観光資源を調査研究しながら地域特性を学び、観光人材としての起業または観光関連事業への就業を目指します。委嘱期間後も引き続き本町に定住して、観光振興の担い手としての活動を期待します。

《想定される業務内容》

- 本町の観光振興施策の推進に関すること
- 本町の地域資源を連携・活用した体験・滞在型観光商品の造成に関すること。
- 本町が行う対外的なプロモーション活動（観光 PR イベント、物産展など）への出展に関すること。
- 本町の観光 PR 素材の制作、発信に関すること。
- ときがわ町観光協会事務局の業務支援に関すること。
- 活動に必要と思われる研修会、会議、地域行事等への参加に関すること。
- その他町長が必要と認める活動

【移住定住推進型隊員】
委嘱期間中、ときがわ町企画財政課の職員として空き家調査、空き家所有者や移住定住希望者との相談対応はもとより、役場窓口において移住定住や空き家相談の業務窓口、おためし住宅“やまんなか”の運営管理を行うとともに集落支援員と協働することにより空き家の利活用を学び、委嘱期間終了後は引き続き本町に定住し、その知識と経験を生かし移住定住関連事業での起業や就業を目指します。

《想定される業務内容》

・本町の空き家掘り起しに関すること
・本町への移住定住希望者の相談業務に関すること。
・おためし住宅“やまんなか”運営管理に関すること。
・本町が行う対外的なプロモーション活動（移住セミナーなど）への参加に関すること。
・活動に必要と思われる研修会、会議、地域行事等への参加に関すること。
・その他町長が必要と認める活動

４　募集対象

次のいずれにも該当する方

①年齢・性別
問いません

②居住地要件
応募時点で３大都市圏、または３大都市圏以外の指定都市に居住している方で、ときがわ町に住民票を異動し、本町に居住できる方。（居住地要件について、詳しくはお問い合わせください。）

③普通自動車運転免許証を取得している方
④パソコン（ワード・エクセル等）の一般的な操作ができる方
⑤心身ともに健康で、誠実に職務が遂行できる方
⑥積極的に地域になじみ、地域住民と協力しながら地域活動（地域行事・共同作業）に取り組むことのできる方
⑦任期終了後、ときがわ町において起業・就業、定住に意欲がある方
⑧地方公務員法第１６条に該当しない方

５　勤務地

【観光推進型隊員】　ときがわ町役場（第二庁舎）ほか
（ときがわ町大字桃木３２番地）
【移住定住推進型隊員】　ときがわ町役場（本庁舎）ほか
（ときがわ町大字玉川２４９０番地）

６　勤務時間

①勤務日
月曜日から金曜日までの週５日間（土日祝日に勤務が生じた場合は振替対応）

②勤務時間
午前８時３０分～午後５時００分（勤務時間は７時間３０分とし、早朝などの勤務がある場合には必要に応じて勤務時間を変更します）

③休暇
・年次休暇　１０日間
※初年度は半年経過後に付与されます。
※任用継続年数に応じて付与日数が加算されます。
・特別休暇　夏季休暇　３日間（７月１日から９月３０日までの間）
忌引休暇　親族の範囲によって日数が異なります。

７　雇用形態・期間

①身分　ときがわ町の会計年度任用職員

②任期　任用日から任用の日が属する会計年度末まで
業務・活動に取り組む姿勢、成果等を勘案して再度任用することができ、通算される任期は最長３年間（令和８年３月３１日まで）となります。
（委嘱予定日：令和５年４月１日）

８　報酬及び福利厚生等

月額　１９２，０００円

・社会保険・雇用保険の対象です。
※月額から所得税、社会保険料等の本人負担分が控除されます。
・町職員（一般職）の通勤手当の例により算定した額を通勤日数に応じ支給します。
・週２０時間以上勤務などの条件を満たした場合に期末手当を支給します。
・家賃に対する補助を支給します。

９　待遇

・業務に必要な経費につきましては補助を支給しますが、転居費用、生活必需品、光熱水費などの経費は自己負担となります。
・業務に必要な車両は、ときがわ町の公用車を使用します。

10　応募手続等

＜応募方法＞

①応募期間
令和４年 12 月 14 日（水）から令和５年２月３日（金）まで。　　※必着

・持参または郵送で受け付けます。提出された書類は返却しません。
・持参の場合、受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。（土日祝日を除く）

②提出書類

・履歴書（市販の様式可）
・住民票
・小論文（地域おこし協力隊の応募に至った思い、隊員として力を入れたい取り組みの内容、活動期間満了後の構想等を 400 字詰め原稿用紙３枚以内に記載してください。）

③申込・問い合わせ先

【観光推進型隊員】
ときがわ町役場観光推進室
〒355-0396　埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木 32 番地
電話：0493-65-1584（観光推進室直通）　Email：sankan@town.tokigawa.lg.jp

【移住定住推進型隊員】
ときがわ町役場企画財政課
〒355-0395　埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2490 番地
電話：0493-65-0404（企画財政課直通）　Email：kikaku@town.tokigawa.lg.jp

＜審査方法＞

①第一次選考
書類審査を実施し、結果は文書にて通知します。

②第二次選考
第一次選考合格者を対象に、令和５年２月下旬に面接審査を実施します。これに伴う交通費は応募者の負担とします。